

令和6年12月17日

各施設・事業所の長 各位

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
権利擁護推進課長 久保田 雅明

令和6年度 成年後見制度利用促進研修の開催について（通知）

日頃より本会の事業運営につきまして、ご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本会では、さいたま市から委託を受け、成年後見制度利用促進に向けた取組みの一環として、成年後見制度の仕組みや活用等について理解を深めることを目的に、市内で高齢者又は障害者に対する介護等サービスを提供している民間事業所の職員を対象とした、標記研修を下記のとおり開催することといたしました。

つきましては、成年後見制度の必要性のある利用者がいらっしゃる事業所の方、業務上利用者やご親族から成年後見制度に関しての相談を受ける方にご受講いただきたくご案内申し上げます。

記

- 1 日時 令和7年2月5日（水） 9：30～11：30
令和7年2月19日（水） 9：30～11：30
※両日とも同内容のため、いずれかにご参加ください。
- 2 場所 浦和ふれあい館 第1会議室
(さいたま市浦和区常盤9-30-22)
- 3 テーマ 成年後見制度の基礎と周辺制度
- 4 講師 清水貴行法律事務所 弁護士 清水 貴行 氏
- 5 対象者 市内で高齢者又は障害者に対する介護等サービスを提供している事業所の職員
- 6 定員 各日50名
- 7 申込期限 令和7年1月31日（金）
- 8 申込方法 参加申込書（別紙）をFAXまたはメールでお送りください。
- 9 問い合わせ先
さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課（担当：後藤・眞木）
TEL：048-835-5280 FAX：048-835-5282
メールアドレス：kenri@saitamashi-shakyo.jp